

丹波古文書倶楽部会報  
古文書かわら版

第4号

事務連絡（高札場）

★ 十月例会について

日時 10月8日 午前10時

場所 柏原住民センター

会場準備係（敬称略）

荻野雄一郎・荻野節子・山崎幸子

★ 十一月例会は休会です

木村先生の公務の都合で休会とし、補講もありません。

希望者で11月12日（土）10時から「茶話会」を開きます。

集合場所 柏原住民センター

費用 500円程度、参加申込

10月8日までに岸宛て

★ 十二月例会の日時変更並びにフィールドワークの予告

日時 12月18日（土）午前10時から、月例会 会場未定

午後一時半から午後四時半までフィールドワーク実施

青垣住民センター午後一時集合です。内容等、詳細は川口代表から発表されます。

発行者 川口丹波守利和  
編集者 延陽伯こと孝孝明  
発行所 丹波古文書倶楽部

自己紹介（口上）

◆ 市島町 関 靖代様

「古文書との出会い」

都会で四十年間暮らし、母の介護のため丹波に帰って十年余が経ちました。その間、主人の実家の兄が亡くなり、空き家となった福知山市の関家の整理をする事になりました。その中に兄が整理中であつた「関家古文書」が多くあり、その他幕末の文書・軸など玉石混淆でありにも数多く見つかり、主人や私の手に負えるものではありませんでした。

そこで市役所の学芸員N氏に来ていただき、三年がかりでそれらを分類整理し、目録を作りました。総数四六〇点余あり、その内四三〇点余を福知山市に寄贈いたしました。重要文書の中に「丹波志」の原本になつた有名な「太邇波記」の写本がありました。（原本は不明）私は仮名書道をやっ

ていたおかげで変体仮名・くずし字は多少読めますが、この書は当時殆ど読むことが出来ませんでした。市役所のN氏はスラスラと読んでしまいます。

関家の先祖が書いた文書を関家の人間が読めないとは――。カルチャーショックを受けます。自力で読めるようになりた――い!!と老いた心に火がつかしました。

幸い丹波古文書倶楽部で、厳しい中にも丁寧な御指導下さる先生に恵まれ、またまわりの方々に助けられ今日に至つております。

今は手元にある文書を自分の力で解読して江戸時代の丹波の暮らしの一面がほんの少しでもわかるようになればと思つております。

追記 私のミニ薔薇園 五月末には華やかになります。どうぞお立ち寄り下さい。

◆ 柏原町 川口 利和様  
「縁を楽しむ」

なぜか、私は親が興味を持っている出身地等の歴史の話を聴いても、面白くない話を長々とするものだと思つていたも

のです。ですから、日本史に関することは興味のないことではありません。従つて、日本史に関わりのある古文、崩し字は苦手です。

しかし、三十年程前からウオーキングを始めたことで神社仏閣との出会いがあり、その場での額、石柱等の文字は何が書かれていのか全く分からないこと、これが読めれば楽しいだろうなという思いのまま徒過してしまいました。ある時市内で古文書学習会参加者の募集案内がありよい機会の思いで受講したら、分からないことだらけではありませんが、分からないから学習しようの思いが湧き、今に至つております。

数百年前の日本人が書いた文字との出会いには時空を超えた浪漫があり、書き手の息遣いには人間らしさに思いを馳せるところです。たまたまの出会いで様々な古文書、参加者との縁が生まれております。楽しみたものであります。



情報提供(みちしるべ)

◆ 上島成和先生著「丹洲氷上郡本郷村区有古文書を読む」

丹波新聞の本年6月30日号で紹介されていた標記記事には本会荻野雄一郎・節子さんも関わりを持っておられ、この本が地区住民に配布する非売品で、すでに残部もないそうです。

この本を読んでみたいと言う人は、氷上町成松の丹波市立中央図書館にありますよ、との事ですが、荻野さんから我々のために、この本に関して以下のように寄稿して戴きました。

氷上町本郷 荻野雄一郎

本郷古文書の会で、この区有古文書を勉強していて、先ず思う事は、山論や水論等、隣村との山に係る争いごとや川に係る争いごとが多い事です。

本書の刊行については、標記の丹波新聞に要領よく紹介されていますので、ここでは争論に係る印象的な事のみ要約してみます。

1 入会山に係る争い

新郷・谷村と本郷・稲継との入会山の利用をめぐる対立です。新郷・谷村の言い分は「氷上町新郷奥山(赤井野から播磨境まで)は四ヶ村の入会山とされているが、赤井野の限られた場所以外は本郷・稲継村には権利がない」とするものです。これに対し、本郷・稲継は昔から山年貢を払っており、山全体が四ヶ村の入会山であるとして京都町奉行に訴えています。幾度かの争論の末、検地の際、奉行に差し出した絵図面にも全て四ヶ村の入会山と書き付けられており、この訴訟は本郷・稲継の勝訴となりました。その後、大正十年四月、この山は四ヶ村で分割管理することになり、現在に至っています。

百姓にとつて、山は生活を支える大切な財産であったため、山論は各地で起こっています。

2 堤に係る争い

これは、新郷村が本郷・稲継両村との境にある新郷側の堤を嵩上げたことにより、洪水で本郷堤が決壊し、本郷・稲継両村に被害が発生、本郷・稲継の者は大挙してこの堤を切り崩し、麦作を踏み荒らしまし

た。双方は互いに堤の高さをめぐって争い、ついに新郷村は奉行所に出訴します。

本件も幾度かの争論の末、双方、洪水の被害のない程度に築堤するようにと裁定され、本郷・稲継が踏み荒らした麦作の分は、秋の稲作で弁済するように、又、今後築堤等修復の際は、3ヶ村相談の上で工事をせよと申し付けられました。

3 川除け石垣に係る争い

およそ350年以前の寛永の頃、領主織田上野介信勝は、稲継村の田畑及び家屋を水害から守るため、古川(稲継村の屋敷際を流れる加古川の分流)への流れを調整する大石垣を築造しよう命じましたが、この分岐点には、本郷村の悪水抜き(排水路)があり、この石垣の高さをめぐって争論が起こり、およそ300年の長きに亘り、水論の火種となりました。

明治26年(1893)年、両村よりそれぞれ10名の代表が出て協議を重ね、「川除け石垣の天場」について決着を得ました。川除け石垣の高さの標準を示す標石「天場石」は、平成12

年の5月、本郷村と稲継村との村境の堤防法面に河川工事後放置されていた標石を稲継村の住民が発見し、貴重な歴史的資料として、今も稲継村の富氣(ふけ)神社境内に移転保管されています。

結局、判決は稲継村の言い分が通り、本郷の敗訴となりましたが、最後に、両村ともに川沿いの村で大水の節は難儀するであろうから、互いに仲良く協力して水防に務めよ、と申し渡されています。

江戸時代、各村が分割統治された状況の中、両村共に洪水や悪水抜きに困窮し苦悩した村人が、問題を何とか解決しようと悪戦苦闘した姿が判ります。

4 その他の記事内容

本書には、これらの他に、条里遺構、般若経転読法会、検地、儉約定など、八章に区分して詳しく書かれています。いずれも本郷村の過去の村人たちの生活に関わる興味深い内容です。詳しくは本書をお読みください。

(稲継 富氣神社内 天場石)

